

大分県迷惑行為防止条例が改正されました!

平成30年6月1日施行



盗撮の規制が強化されました!

規制場所の拡大

従来の公共の場所等に加え、不特定または多数の者が利用するような場所（事務所・教室等）、または乗物（タクシー、貸切バス等）にまで規制場所を拡大



禁止行為の追加

盗撮目的でカメラ等を下着や裸等に向ける行為や、脱衣場や便所等に設置する行為を禁止

嫌がらせ行為もだめです!



住居等の付近をうろつく

正当な理由がないのに、トラブル等の相手の住居や会社などの付近をみだりにうろつく行為を禁止



SNSやブログでの嫌がらせ

拒まれたにもかかわらず、嫌がらせで相手にSNSでメッセージを送信したり、相手のブログなどへの書き込みを行ったりする行為を禁止



大分県警察

今回の大分県迷惑行為防止条例改正で 新たに追加された内容

第3条関係（卑猥な行為）

●規制場所の拡大

- 下着等の盗撮行為 → 従来の規制場所は「公共の場所又は公共の乗物」でした。
（例）路上、公園、駅、商業施設、飲食店、ホテルのロビー、電車、路線バスなど
これに加え、「不特定又は多数の者が利用するような場所」も規制します。
（例）集会場、会社事務所、学校や塾の教室、パーティ会場、タクシー、貸切バスなど
- 浴場や便所等での盗撮行為 → 従来の規制場所は「公衆利用の浴場や便所等」でした。
（例）公衆便所、公衆浴場、海水浴場の更衣室、スーパーや飲食店の便所など
これに加え、「通常、人が衣服等を脱ぐ可能性のある場所」まで拡大しました。
（例）住居内、会社・学校・会員制スポーツクラブ等の便所や更衣室、貸切風呂など

●禁止行為の追加

スカート内の下着等や風呂、便所等での半裸、全裸の人の盗撮等に関して

従来の禁止行為 → 「のぞき見」と「撮影」のみ

これに加え、

- 盗撮目的でカメラ等をスカート内の下着などや便所・更衣室などにいる人に「向ける行為」
- 下着や裸などを撮影する目的でカメラなどを便所や更衣室などに「設置する行為」を禁止します。



罰則

6月以下の懲役または50万円以下の罰金

常習の場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金

第10条関係（嫌がらせ行為）

条例では、会社や近隣同士のトラブル、学校のいじめなどにより、特定の相手に以下の嫌がらせ行為を反復して行うことを禁止しています。

- | | | | |
|-----------------|-----------|--------------|------------|
| ①つきまとい等 | ②行動監視等の告知 | ③面会等の要求 | ④粗野又は乱暴な言動 |
| ⑤無言電話・電子メールの送信等 | ⑥汚物等の送付 | ⑦名誉を害する事項の告知 | |
| ⑧性的差恥心を害する事項の告知 | | | |

これに加え

- 住居等の付近をみだりにうろつく行為
 - 拒まれたにもかかわらず
→ SNSや会社内ネットワーク等を用いたメッセージ送信行為
→ 相手の開設したブログなどのコメント機能に書き込みをする行為
- を禁止します。



罰則

6月以下の懲役または50万円以下の罰金

常習の場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金

困りごと、ご相談等は #9110 または 最寄りの警察署まで

大分県警察

大分県大分市大手町3丁目1番1号

問い合わせ先 生活安全企画課 097-536-2131（内線3022）